



# 伴走支援型 特別保証のご案内



新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の皆様が資金調達を行う際に、金融機関との対話を通じて策定する**経営行動計画書**に基づき、金融機関が継続的な**伴走支援**を行うことで、**早期の経営改善**を図るための保証制度です！  
**茨城県パワーアップ融資**(県パワー4:県制度要項上の要件7号に該当)との併用も可能です。

**国から信用保証料の補助が受けられます！**

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

単位:%

経営安定関連保証4号、5号を利用した場合  
**国からの補助により…**  
**保証料率 年0.20%**

一般保証(普通保険・無担保保険)を利用した場合

保証料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

単位:%/年

詳しくは裏面をご参照ください

がんばる企業を全力サポート！  
 - いばらきをもっと元気に -

**茨城県信用保証協会**

ホームページは  
[こちら](#)

LINEは  
[こちら](#)



**本店営業部**  
 〒310-0801  
 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階  
 ◆保証課 県央・鹿行グループ ☎029-224-7812  
 ◆保証課 県北グループ ☎029-224-7826

**土浦支店**  
 〒300-0043  
 土浦市中央二丁目2番28号  
 ◆保証課 県南グループ ☎029-826-7812  
 ◆保証課 県西グループ ☎029-826-7826

**経営支援部**  
 〒310-0801  
 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階  
 ◆経営支援課 本店担当グループ ☎029-224-7813  
 ◆経営支援課 支店担当グループ ☎029-224-7858  
 ◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852  
 ◆創業支援課 ☎029-224-7865

※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

制度名	伴走支援型特別保証		
保証限度額	1億円		
申込人 資格要件	次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者の方		
	経営安定関連保証4号	経営安定関連保証5号	一般保証(普通保険・無担保保険)
対象資金	経営の安定に必要な事業資金		事業資金
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内(据置期間5年以内)		
保証人	必要となる場合がある。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合、法人代表者の連帯保証人は不要。		
担保	必要に応じて徴求		
貸付利率	金融機関所定		
信用保証料率	年0.20%		年0.20～1.15%
責任共有制度	対象外	対象	
添付資料	経営安定関連保証4号の認定書	経営安定関連保証5号の認定書	①売上高減少要件確認書 ②i～iii:売上高総利益率減少要件確認書 iv～vi:売上高営業利益率減少要件確認書
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日保証申込受付分まで		
借換	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、責任共有対象の既存保証を責任共有対象外の保証で借換えることはできません。</li> <li>ただし、本制度においては、例外的に以下の取扱いをすることができます。               <ol style="list-style-type: none"> <li>「新型コロナウイルスにかかる危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に信用保証協会が保証申込を受付し、かつ貸付実行された経営安定関連保証5号の既存保証(責任共有対象)」について、同額以下の場合に限り、申込人資格要件(1)により責任共有対象外で借換えることが可能です。</li> <li>責任共有対象外の既存保証について、同額以下の場合に限り、申込人資格要件(2)又は(3)により責任共有対象外で借換えることが可能です。</li> </ol> </li> </ul>		

## 市町村長の認定書

### 経営安定関連保証4号

<認定要件(業歴1年1か月以上の場合)>  
※①かつ②に該当することが必要

- ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること
- ②原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること

### 経営安定関連保証5号

<認定要件(業歴1年1か月以上の場合)>  
※①又は②に該当することが必要

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと

茨城県パワーアップ融資(県パワー4:県制度要項上の要件7号に該当)で、茨城県信用保証協会の保証付借入全般(県農業ビジネス保証を除く)の借換が可能です!  
茨城県パワーアップ融資の詳細については、当協会ホームページをご確認ください。

